

令和元年度第3回鎌倉市子ども・子育て会議 議事録

日時：令和元年（2019年）12月20日（金）

9時30分～11時00分

場所：鎌倉市役所第3分庁舎1階 講堂

議事次第

1 開会

2 議題

- (1) 第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の策定について
- (2) （仮称）子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について
- (3) その他

委員出欠

氏 名	選出団体等	出欠
相川 誉夫	鎌倉市社会福祉協議会	出
池田 万葉	鎌倉市子どもの家保護者会連絡協議会	出
及川 政昭	三浦半島地域連合	欠
菊一 美保子	鎌倉市保育園保護者連絡会	出
小泉 裕子	学識経験者	欠
小島 眞知子	てつなぐ腰越保育室	出
小日山 明	鎌倉市立小学校長会	出
坂本 由紀	鎌倉市民生委員児童委員協議会	出
佐々木 朋子	鎌倉私立幼稚園父母の会連合会	出
猿田 貴美子	鎌倉保健福祉事務所	出
下山 浩子	鎌倉市青少年指導員連絡協議会	出
菅原 大介	鎌倉市立中学校長会	出
辻尾 麻里奈	市民公募委員	出
筒井 正人	鎌倉市PTA連絡協議会	出
富田 英雄	鎌倉市保育会	出
町田 綾	かまくら子育て支援グループ懇談会	出
松原 康雄	学識経験者	出
三橋 麻希子	市民公募委員	出
森 研四郎	鎌倉私立幼稚園協会	出
谷野 ゆたか	かまくら福祉・教育ネット	出
山田 誠一	認定こども園おおぞら幼稚園	欠

1 開会

○事務局

皆様、年末のお忙しい中どうもありがとうございます。おはようございます。こども支援課の谷川と申します。よろしくお願いいたします。

定刻になりましたので、ただ今から令和元年度第3回鎌倉市子ども・子育て会議を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、及川委員、山田委員、小泉委員からご欠席のご連絡をいただいております。

鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第3条、第2項におきまして、会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされていますが、本日は委員21名中、18名のご出席をいただき、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

また、本日は、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第6条に規定する幹事として、関係各課の課長等が出席していることをご報告いたします。なお、各幹事の紹介は省略させていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○会長

改めまして、よろしくお願いいたします。

まず、事務局のほうから会議の運営について、留意点があればご説明をお願いいたします。

○事務局

こども支援課の正木と申します。よろしくお願いします。

本日の会議の公開についてです。当会議は、鎌倉市子ども・子育て会議条例施行規則第4条に基づき、会長が公開することが適当でないと認めたとき以外は公開といたします。

会議録につきましても後日公開いたします。

本日は2名の傍聴の方がお見えになっております。会議の公開と傍聴者の入室について、ご確認をお願いいたします。

○会長

公開というかたちにしたいと思います。よろしいでしょうか。

<了承>

○会長

それでは公開ということで扱わせていただいて、傍聴者の入室をお願いします。

<傍聴者入室>

○会長

改めまして鎌倉市子ども・子育て会議を進めさせていただきます。

まず、傍聴の方をお願いいたします。事前に「鎌倉市子ども・子育て会議を傍聴される皆様へお願い」というものを配布いたしました。これをご確認いただき、記載事項をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは時間も限られておりますので、会議を始めてまいります。

その前に資料の確認をお願いいたします。

○事務局

資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りさせていただきました資料が、資料1から資料6になっております。本日は机上に追加・差替えの資料として、資料1と6の差替え、条例のパブリックコメントの概要と市の考え方を配布させていただいております。差し替え資料の内容についてですが、資料1の3ページにつきましては、法令の根拠に加えこれまでの計画策定の経過を加えました。4ページにつきましては、計画の位置づけの図に根拠法からきらきらプランへの矢印を加えております。飛びまして143ページでございます。143ページにつきましては、PDCA

サイクルの内容に子ども・子育て会議の審議・評価を追加しております。資料6の4ページですが、西鎌倉幼稚園のウの部分の利用定員を修正しております。また、資料の121ページから126ページですが、こちらにつきましては後ほど保育課のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

また、「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう～」をお持ちいただくようお願いしておりましたがよろしいでしょうか。資料についてはよろしいでしょうか。以上です。

○会長

それでは、今日用意されました議題に入りたいと思います。

2 議題

(1) 第2期 鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～の策定について

○会長

それでは議題に入ります。議題2(1)「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう～の策定について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン(案)についてですが、前回10月16日に開催しました子ども・子育て会議以降の主な修正箇所について説明いたします。

資料1、4ページをご覧ください。

計画の位置づけの文章がございますが、その2段落目以降「総合計画」や関連する計画の記載がありますが、前回までは「第3次基本計画」や「第3期食育推進計画」など、3次、3期などを表記しておりましたが、このきらきらプランの計画期間中に改定があるということなので、きらきらプランの3期からは第何期という期別を削除しました。

また、同じページの図につきまして、これまでは総合計画と共生条例を横並びにしておりましたが、市としては総合計画が最上位計画であることで、少し共生条例を下にずらしています。この表記については、現時点で、福祉総務課で策定している地域福祉計画の案の中に出てくる図と合わせています。

続きまして、43ページです。

重点取組の(2)です。これまで「子どもの貧困等、課題のある家庭」としていましたが、前回の子ども・子育て会議での意見を踏まえ、「特別な配慮が必要な家庭」に修正しました。

また、同じく重点取組(2)の3段落目の「さらに、」に続く部分ですが、前回までは「発達障害などを持つ子どもを抱える家庭」としていましたが、「発達障害などがある子どもを育てる家庭で、配慮や支援を必要とする家庭」に修正しました。

続きまして、46ページです。

真ん中の図の中で、左上に「保健福祉事務所」がございます。これまでは、「保健所」と記載していたため修正しました。

続きまして、56ページです。

事業番号1-3-1-1「放課後かまくらっ子」についてですが、この表のいちばん右側に「今後の方針」という記載がございます。この方針の黒ポチの2つ目と3つ目につきまして、「新・放課後子ども総合プラン」におきまして、市町村行動計画鎌倉市でいえば、このきらきらプランの施策の展開の部分ですが、この2つの内容を掲載することとされているとのことで、黒ポチの2つ目と3つ目を追記しました。

続きまして、70ページ、71ページです。

主要施策の（１）「子どもの貧困対策の推進」については、国の貧困対策に関する大綱の改正案と整合するように、追記、修正しています。

また、合わせまして、72 ページになりますが、事業番号 2-1-1-5 として「就学援助」を追加しました。続きまして、115 ページの下の方でございますが、上の段に「教育事業」と書かれております。「利用対象者」、2 号認定児（教育）の説明が 3 歳未満という表記になっていましたが、「3 歳以上」と修正するとともに、欄外に※印で説明文を追記しました。

主な修正箇所は以上です。

また、この 115 ページをご覧ください。

115 ページ以降の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策につきましては、前回の会議では数値がまだ整っていない部分もありましたが、今回、数字がすべて入りましたので、後ほど大きなところとして、保育課から保育所に関する部分の説明をさせていただきます。

また、142 ページになります。

第 6 章の「計画の推進」以降につきましては、前回の会議から追加をいたしまして、143 ページに計画の推進体制、進行管理、個別事業の点検・評価、情報公開について、144 ページからは、資料編として、鎌倉市子ども・子育て会議条例、子ども・子育て会議条例の施行規則、会議委員名簿を掲載しています。

この第 2 期計画の案につきましては、今月後半から来年 1 月 27 日の期間でパブリックコメントを行う予定としています。

それでは、先ほど申しました量の見込みと確保方策について、保育所の関連について保育課から説明をいたします。

○事務局

保育課長の松本です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

保育事業の量の見込みと確保方策についてご説明いたします。資料につきましては 3 をご覧ください。よろしいでしょうか。

2020 年度から施行される第 2 期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン、（以下「次期計画」と呼ばせていただきます）における保育事業の量の見込み（以下「ニーズ」と呼ばせていただきます）につきましては、アンケート調査を 2018 年 12 月に行ったところでございますが、その結果について実態のニーズと乖離が生じていたため精査を行うこととなり、前回、2019 年 10 月 16 日に開催しました子ども・子育て会議において報告したところであります。今回、ニーズの数値について補正を行いまして、その数値が確定しましたので、その報告をさせていただくとともに、ニーズに対する今後の確保方策の方向性についてご報告いたします。

資料の項番 2 をご覧ください。

まず、（１）0 歳児の保育ニーズについてです。

2019 年 4 月 1 日の入所申込み児童数は全市で 192 人でした。一方、アンケート調査に基づきまして 2020 年 4 月のニーズを推計しますと、全市で 335 人という数字が出ております。これは実態を大きく上回るニーズが算出されたものと認識しております。こちらにつきましては、アンケート調査上、現在育児休業中で保育所を利用していない方も、今後の保育の利用希望があれば 0 歳児のニーズとしてカウントされてしまう部分で、一方、実際育児休業がとれる保護者の多くは 0 歳時点で保育の申込みは行わないことによる差だと考えております。そのため、アンケート調査の項目について「就業中の保護者の職場復帰の時期が 1 歳以降」となっている 0 歳児のニーズについて減じる補正を行いました。この減じたニーズについては、後述の「1・2 歳児のニーズ」に上乗せすることといたしました。補正後の 0 歳児ニーズの 5 年間の数値については表 1 のとおりとなっております。人口推計にともないまして 2020 年度をピークに、その後は減少傾向にあるというものになって

おります。

続きまして、(2) 3号認定(1・2歳児)のニーズについてご説明します。

2019年4月1日の入所申込み児童数は、全市で1,045人でした。一方、アンケート調査に基づく2020年4月のニーズは、全市で985人となっております。実態を下回るニーズが算出されました。近年の待機状況の推移を鑑みますと、1年間でニーズが大きく減少することを考えまして、前述の0歳児のニーズから減じた「就業中の保護者の職場復帰の時期が1歳以降」のニーズをこちらのほうに上乗せすることとしました。補正後の1・2歳児ニーズの5年間の数値については表2のとおりです。進行推計にともないまして、2021年度をピークに減少傾向となっております。

続いて、(3) 2号認定(3歳以上児)のニーズについて説明します。

2019年4月1日の入所申込み児童数は、全市で1,517人でした。一方、アンケート調査に基づく2020年4月のニーズは、全市で1,301人であり、実態を下回るニーズが算出されました。1・2歳児と同様に、1年間でニーズが減少するとは考えにくいと、教育事業のニーズとして算出される2号認定児(教育)の一部を上乗せする補正を行うこととしました。2号認定児(教育)については、アンケート調査において保育所を利用できる家庭類型、例えば両親ともフルタイム×フルタイムの家庭や、フルタイム×パートタイムのうち、教育事業を希望したものとなります。各幼稚園等においては、教育時間後や長期休業中の預かり保育の充実が行われているところであるが、フルタイム×フルタイムの保護者は常態的に保育を必要とすることが想定されるため、保育ニーズとして捉える必要があると判断しました。補正後の3歳児以上のニーズの5年間の数値については表3のとおりです。人口推計にともないまして、2020年をピークに減少傾向となります。

続いて項番3をご覧ください。

計画における保育ニーズは、2019年4月23日付の国事務連絡において、2020年度末までに提供体制の確保、つまり2021年度当初に提供体制が確保されていることが求められています。そのため、今後の整備必要数を把握するため、2020年度中に開所する施設も含めた確保方策と2021年度のニーズを比較したものが表4になります。全市で見ますと、1・2歳児に137人の不足が出る見込みとなっております。なお、この137人の不足は保育ニーズを広く捉えたものであり、この数値がそのまま待機となるものではございません。

最後に項番4をご覧ください。今後の確保方策の方向性です。

表4でお示ししたとおり、2020年度時点での確保方策と2021年度のニーズを比較すると、地域差はあるものの、全市で見た場合1・2歳児に137人の不足が生じる見込みとなっております。この確保方策については、各施設の定員を積み上げたものを記載していますが、実態として各保育施設において、定員を超えた弾力的な受け入れを行っていただいているところであり、1・2歳児の不足に合わせて新たに保育所を整備した場合、特に3歳児以上の定員において過剰な整備となる可能性があります。そのため、今後の整備の方針としては、既存園の建替えに際しての定員増を中心とし、新規に整備する場合にあっては、駅付近などの交通利便性が高く、全市のニーズを受け止められる場所での整備を行っていきたいと考えています。また、2017年6月に国から示された子育て安心プランにおいては、幼稚園における2歳児の預かりを推進していく考え方を示しており、確保方策に計上することが可能であることが示されていることから、当市においても幼稚園の2歳児の預かりについて確保方策に含めたうえで今後実施の方向について事業者と調整してまいります。

最後になりますが、確保方策に盛り込んでいる施設整備による定員増については、現在今後の施設整備にかかる予算をどうするか、内部で調整を行っております。最終的には変更がある可能性があることをご報告させていただきます。

以上で説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。前半部分の事務局の説明、それから今の保育の確保方策に関する説明、それから全体を通じて原稿が上がってきておりますので、ご意見やご質問をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

<特になし>

○会長

よろしいですか。特にアイコンタクトもないようです。事務局のほうも追加はないですね。それでは、後で全体を振り返るところで時間をつくりたいと思います。一旦先に進ませていただきます。

(2) (仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例について

○会長

それでは、議題(2)「(仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

引き続き、座ったまま失礼いたします。

「(仮称) 子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉条例」につきましては、これまで、子ども・子育て会議や総合教育会議、市議会などでご意見を伺いながら、資料4のとおり、条例案を策定してまいりました。この条例案につきましては、令和元年11月1日から12月2日までの期間でパブリックコメントを実施いたしました。いただいた意見の集計等の関係で、資料が本日の机上配布になりまして大変申し訳ございませんでした。意見といたしましては、お手元の資料のとおりでございますが、「子どもの権利に関するものとすべき」、「具体性・実効性が見えない」等の厳しい意見もいただいているところであります。後ほど、いただいた意見と意見に対する市の考え方につきましてご紹介させていただきたいと思っております。そのうえで、本日机上配布になってしまいましたが、本日いただいた意見も踏まえて修正し、会長に確認のうえ、市として確定をさせていただき、結果の公表ということにさせていただきたいと思っております。

また、条例案の内容につきましては、10月16日、前回の子ども・子育て会議以降、現時点で修正はございませんが、今後、条例や規則の審査、公布を所管しています市の総務課法制担当とほうと調整を行ったうえで最終的な文言の整理を行いまして、2月市議会の議案提案してまいりたいと考えております。

議題2については以上ですが、引き続き、パブリックコメントの概要と市の考え方を説明します。

○事務局

それでは、本日配布させていただきましたA4横の21ページにわたる資料になりますが、ご覧いただきたいと思っております。

当日の配布となりましたため、大変申し訳なく思っておりますが、少々お時間を頂戴いたしまして詳しくご説明をさせていただきたいと思っております。

資料をご覧ください。

「募集の期間」は、本年11月1日金曜日から12月2日月曜日まででございます。

「意見提出者数」は、個人41名、詳細の件数は76件でございます。本庁舎や各図書館に設置した意見回収箱への投函、メール、ファックス、郵送により頂戴いたしました。

「意見の概要」については、要約及び分割をさせていただき、類似した意見をまとめてございます。

意見の概要は大きく3つに分類できます。

まず、1ページから始まります「条例の内容について」のご意見です。

次に15ページから始まります「策定経過について」のご意見です。

そして最後に18ページから始まります「条例の施行にあたって」のご意見となっております。

では、まず1ページからの「1条例の内容について」のご意見でございます。

いちばん左上に項目を記載してございまして、まず「条例全般」についてですが、「子どもの権利」に関するご意見が17件で、「子どもの権利を正面から掲げ、主軸とする検討が必要」、「子どもの権利に関する条例とすべき」、「支援より先に子どもの権利がある」、「子どもの権利が基本、そして支援」、「権利行使の主体が求められるアピールや行為・活動を保障する視点が弱い」等々でございます。

これらのご意見につきまして、右側の蘭になります、「市の考え方」を申し述べますと、「本条例案は、子どもの総合支援を趣旨としていますが、その前提として、子どもが権利の主体であることを明らかにする必要があります。前文において、子どもが「児童の権利に関する条例」の考え方にとつて、ひとりの人間として尊重されなければならないことを規定しています。このことを基本に、第1章総則において、「目的」を、すべての子どもが大切にされ安心して育つことができるよう支援されることとし、「基本理念」では、子どもがひとりの人間として尊重されることや、子どもの最善の利益を追求し、安心して生きていく環境が整えられることを定めています。そして、第3章すべての子どもへの支援において、市は、すべての子どもが健やかに成長し学ぶために、安全で安心な環境づくりに取り組み、施策を講ずることとしています。このように、本条例案の趣旨は、子どもが「児童の権利に関する条例」の考え方にとつて、ひとりの人間として尊重されなければならないことを基本として、本市において、子どもが健やかに育つ環境を整え、すべての子どもへの支援に取り組んでいくことを定めたものでございます。」

次に3ページです。

「具体性、実効性がない」というご意見を6件いただいております。

「漫然としていて市が何をしたいかわからない」、「実効性、持続性の担保が十分か検討が求められる」、「具体性や実効性がない」、「具体性、実効性を決めてから条例をつくるべき」などでございます。

これらのご意見につきましては、いちばん右の「市の考え方」を申しますと、「本条例案は、子どもがのびのびと自分らしく育つまち鎌倉の理念を掲げるものです。現在の本市における具体的な子ども・子育て支援事業につきましては、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする市町村子ども・子育て支援事業計画である「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」を策定し、推進しているところです。本条例案の趣旨を具体化・具現化するために、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第2期「鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン」の策定作業に現在進めており、同プランにより、子ども・子育て支援事業を推進してまいります。」市はこのような考えてございます。

次に「公共施設整備との整合」が2件ございます。「子どもの居場所の確保」、「多世代間交流の支援」の条との関係では、内容に逆行する公共施設再編整備計画との整合性が問われる」、「鎌倉市は、経費節減で、市民のための施設を減らそうという公共施設再編計画を進めているが、これではますます子どもの居場所がなくなるが、どのように確保できるのかも不透明である」などです。

これらのご意見について、右側の「市の考え方」を申し述べますと、「子どもの居場所の確保」、「多世代間交流の支援」の実施方法としては、行政施設だけではなく、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者等と協力して、子どもに寄り添い、子どもをつないでいく居場所の確保及び充実に努めていく必要があると考えています。子どもの豊かな感性や情操を育てる観点から、施設整備のみならず、様々な方法で自然や異世代との触れ合いや交流の機会を提供していきます。」本市の考えは以上でございます。

これから先以下は、意見の概要のみをご紹介します。また、「市の考え方」につきましては、同

様に右側の蘭に記載してございます。

4 ページのいちばん下の行からまいります、ご意見の概要としまして、「親への支援の規定、市職員が職務を果たす指針を」、「熱量を感じない」、「漠然としている」

次に「名称」についてでございます。「ストレートな名称を」、「名称が浮いて見える」

「前文」については、「子どもが健やかに育つことを最優先する社会を目指しとの規定を提案する」、「述べたいことはわかるが、全体に読み進めにくく、内容の優先順位が間違っているので回りくどい」、「簡潔に心に残りそうだと納得できる文章にできないか」

7 ページに参ります。

1 章「総則」についてです。「子どもを支援の対象として見ていないように感じられる」

「定義」について、「「育ち学ぶ施設」を「保育・教育施設」に」「事業者」を「企業」に改める」、「子どもの定義を、「出生から 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日までの間にあるものをいう」に改める」

「基本理念」については、「「基本理念」を「子どもの権利」とする」、「いじめを、差別、体罰と同列に扱った条文にしてよいか」

「市の責務」については、「「努めるものとする」を「努めなければならない」に改める」、「「子どもに関する課題」を「子どもの健全な育成に関する課題」と範疇を拡大すべき」、「子どもの特性、個性をのばすことに留意する項目を追加する必要がある」、「具体性がない」、「子ども及び保護者にボランティアが実施する教育の広報を市の責務として謳っておくこと」

「保護者の役割」についてです。「子どもの言葉、表情やしぐさなどから子どもの思いを理解し」は違和感がある、「子どもの利益」を「子どもの人権」に改め、「不適切な養育を行ってはならない」など、よりはっきりと規定すべき、「子どもたちを一番に、保護者も苦しくならず幸せに暮らせる条例をつくっていただきたい」

次に、「地域住民等の役割」について、「地域住民からの子どもへの不適切な干渉を、どう考え退所するか明示してほしい」、「条文に、市の委嘱団体と連携し、環境づくりに努めることを加えてほしい」、「保護者に通報するのが難しい場合には、市、学びの施設、特に警察に通報することが必要」、「市、施設の運営者は警察、家裁へ通報することも関係機関との連携というより、通報という言葉を使ったほうがよい」

次に、「育ち学ぶ関係者の役割」につきましては、「育ち学ぶ施設の関係者が、見本的行動をとり、体罰、虐待的行為、不適切な指導を行ってはならない旨の明記を」、「関係者が研修等を受け、学び続けることへのサポートを明記してほしい」、「ボランティアとして、教室を開催するような団体も事業者とするべき」、「社会に役立つ情操教育のため、子どもたちにボランティア活動に参加することを勧める条文が必須」

11 ページの中段になります。

2 章、「責務・役割」につきましては、「第 8 条の次に「子どもの居場所の確保」を追加し、市及び地域住民等は、居場所の確保に努める旨を」、「「子どもの意思表明・参加」「子どもへの情報発信等」を追加し、市並びに子どもに関わる施設の設置及び管理者は～」とする、「市の責務があまりに理念的」、「やっとの冷暖房の全校設置、長谷子ども会館、玉縄青少年会館等、市の行政姿勢を見ると、この項目はどう保障されるのか」「保護者の役割」以下 2 章も検討要」。

「保護者・地域住民等・育ち学ぶ施設の関係者・事業者の役割」について、「「努めるものとする」が気になる。明文化を」

第 3 章についてのご意見は、「子どもの育ちの支援」について、「3 項目の内容が重複している。具体性をもって明記を」

「特別な支援が必要な子どもへの支援」について、「「配慮が必要な子育て家庭への支援」に改める」、「家庭の把握に努め、相談に応じる旨の規定を」、「「障害のある子ども＜肢体・知的・病弱・盲・ろう＞」、「発達障害のある子ども＜ASD・ADHD・LD等＞」の明記が必要」、「理由：通常学級・幼稚園・保育所等にいる障

害及び疑いがある子への支援が遅れているから」

12 ページから 13 ページにかけまして、「すべての子どもへの支援」についてです。「条文の順番と内容の再検討を。子どもの人権に関する条文を先に。いじめの定義を明記」、「14 条の「自己肯定感、自尊感情」は、貧困を抱える子どもに限らない」、「15 条の後に「子どもの権利の侵害に対する相談及び救済機関設置」を規定する」

4 章についてのご意見は、「子ども 110 番など具体的な相談場所設置を明記」

「相談体制の強化」については、「離婚が子どもに不利益との印象を受けるが、不適切な要因から引き離すための選択の場合もあり、書き方に注意してほしい」

「切れ目のない子育て支援」については、「もっと具体的に書き換えてほしい。いつからいつまでなのか、何を想定しているか」

「本条例の周知」については、「「すべての者に対し」を「すべての者が」あるいは「深めること」を「深めさせること」に」というご意見です。

第 5 章「雑則」については、「「市長が別に定める」についてはいらない」など 3 件のご意見がございました。次に 15 ページになります。

「策定過程」についてのご意見になります。条例全般について、「さらなる市民の参加・議論が必要」というご意見が 5 件ございました。

次ページにかけまして、「子どもの立場の条例か、大人の目線の条例か、考えの基本から組み立て直し、話し合いをやり直してほしい」、「意見聴取をやり直してほしい」、「関わっていく人たち（施設職員、地域住民）の意見を求めてほしい」がそれぞれ 1 件、「親、子育て家庭、教育現場の人、子どもの意見を聞いてほしい」が 4 件、「急がず、実態を把握し、よく議論し、事例を生かした条例にしてから決定してください」という意見です。

これらのご意見について、右側の蘭にありますが「市の考え方」を申し述べますと、「条例案策定に当たっては、これまで約 1 年半にわたり、保護者、事業者、子ども・子育て支援事業者、学識経験者、公募市民等からなる、本市の子ども・子育て施策等に関する審議会である子ども・子育て会議や、総合教育会議をはじめとする各種関係会議での議論を経て、また、対象となる小・中・高校生等からも意見聴取を行うなどし、条例案に集約してきたところです。この条例案を尊重し、さらにこの度、意見公募手続きによりいただきました多くの貴重なご意見を参考にし、条例案を確定してまいります。」このように市は考えてございます。

最後に 18 ページから「条例の施行に当たって」のご意見です。

条例全般の定義についてですが、「俯瞰した視線をもって対応を」、「子どもたちの登下校時、道路、公園での声がうるさいという老人を許さないような条文と運営に期待する」、「子どもが育つ環境」、「公共施設の利用等について」、「地域にも受け入れてほしい」、「子どもに読めるものを」、「子ども向けのパンフレット作製を」、「必要な施策を講じるために職員増が必要」、「子どもの環境に配慮した人材確保をどうするか」、「計画倒れにならないよう期待する」

21 ページに移ります。

1 章の「市の責務」についてのご意見ですが、「市が横断的な窓口を設けるべき」、「子どもの参加の具体性と実効性を」

4 章についてのご意見は、「子どもが意見を言える機会」については、「子ども議会や私の提案等々が実効性があると思うか」、「スクールカウンセラーは機能しているのか」

「子どもの居場所の確保」について、「広範な場で意見表明権を保障していく相模原市・松本市・子どもが自主的・自発的に開く川崎子ども会議と、明らかに違いを感じる」

「子どもの居場所の確保」について、「実効性を持たせる居場所・活動拠点が必要」

「多世代間交流の支援」について、「条項が生かせる場所を考えてほしい」

「相談体制の強化」について、「インターネットやSNSを活用するとあるが、子どもの何割が使えるのか」

「本条例の周知」について、「周知の仕方に注目している」

以上が意見の概要と市の考え方でございます。先ほどご説明いたしましたように、本日いただいたご意見を踏まえ、修正をし、会長にもご確認させていただいたうえで市としての回答とし、ホームページ等により結果を公表してまいりたいと考えております。

以上です。

○会長

ありがとうございました。それでは、41 名の方から 76 件のご意見をいただきまして、一定の関心があるのだとわかりました。このことに少し刺激され、あるいはまた改めてこうではないかというご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○佐々木委員

4 点お伺いしたいのですが、まず資料 4 の 9 ページ、17 条です。「子どもが意見を言える機会」と書いてあるのですが、目標としては、子どもが言える機会があって、それを反映させる努力というところが目標ではないのかなと感じました。これだと意見を聞く機会を設けて、そこがゴールというようになってしまっているのではないかなと思いました。

○会長

4 件あるので、1 件ずつ聞いていきましょうか。1 点目、いかがでしょうか。

○事務局

第 17 条の「意見を言う機会」ということでございまして、これまでも市として子ども議会や私の提案ということでご質問、ご意見をいただいております。これを継続して市政に反映するというのももちろんございまして、加えまして子どもの意見を聞く機会というのは改めて設けたいというように考えております。こちらにつきましては、子ども会議、あるいは子ども市議会のような、子どもに意見を言っていて、やはり市政に反映、あるいは地域の課題ということで、地域と共有していく、このような子どもの意見を聞いて対応を考えていく、そのような場を新たに加えて設けていきたいと考えております。

○会長

今日配っていただいた資料で、そのことが明記されている箇所はありますか。

○事務局

お配りしたパブリックコメントにかけました説明の資料、先ほど 9 ページの第 17 条の下の説明のところでありますが、その説明のところでご回答したような、鎌倉市では子ども議会を開催しというところ、それから「わたしの提案」の子ども版を設置していきます、さらに子どもが参加し自由に意見を言える場づくりに努めることを推進していきますというような説明をさせていただいております。

○会長

9 ページのどこですか。

○事務局

9 ページの第 17 条の「子どもが意見を言える機会」の下の「説明」のところです。

○会長

パブリックコメントのお答えのほうではないのですか。

○事務局

失礼いたしました。

○会長

パブリックコメントでは子どもの意見を聞くべきだとありましたね。他市の例を挙げて。

○事務局

A 4 横の資料で、20 ページになります。20 ページ 4 章 17 条「子どもが意見を言える機会」、こちらで「広範な場で意見表明権を保障していく相模原市・松本市、子どもが自主的・自発的に開く川崎子ども会議と、明らかな違いを感じる」というご意見がございました。鎌倉市で新たに子どもが言える機会をつくることにつきましても、子どもさんが自発的に自主的なご意見をいただけるように、そのような場を設定できるよう努めまして、周知も図り参加者を募って、市政や地域の方と話し合い、反映していける場を積極的に設けていきたいと考えております。

○会長

1 つ上の「市の責務」のところに「子ども議会」が出てくるのですね。17 条関係でもそのことが答えになるので明記しておいたほうがよいのではないかと思います。それでよろしいですか。

○佐々木委員

議会のところは書いていただいているのですが、もう少し踏み込んだところでそれを反映させる努力というところがあると、機会があっても反映されているかどうかかわからないということであると子どもの積極的な発言につながらないのかなと思うので。

○会長

前文で子どものことを尊重すると書いてあるので矛盾はしないように。

○事務局

こどもみらい部部長の平井でございます。課長の説明に補足をさせていただくと、今まで鎌倉市がいろいろな支援をしているときに、保護者の方を支援しようというそういった支援が強かったように思います。この条例をつくったことによって、子どもの視点で様々な支援をしていくということが非常に重要だということを述べさせていただいているところでございまして、1 つ、市の責務として第 4 条の第 4 項のところに特に子どもの意見を子ども会議等で吸い上げて、それを市が子どもに関する施策事業及び様々な取り組みについて子どもの意見に耳を傾け、子どもが参加できるように努めるものとするということで、意見を吸い上げるだけではなくて市政に反映できるように努めるというところで規定をさせていただいているというところです。

○会長

大体よろしいですか。それでは2点目をお願いします。

○佐々木委員

2点目ですが、「策定に向けた取組み状況」について、資料5です。これでいろいろな子どものヒアリングもあったと思うのですが、それを今回の条例のどこにどう反映されたのかがわかりましたら教えてください。

○会長

ご質問ですのでお願いします。

○事務局

子どもさんのご意見を聞いた経過につきまして、資料5の中段から下のほうに書いてございますが、小学校で御成小学校、大船小学校、協力校ということでご協力いただいて授業をやらせていただきまして、自分の夢、やりたいこと、市や大人手伝ってほしいこと等聞き取りいたしまして、そういったことを実現できるためにどういった支援が必要かということを考えて条例を考えてございます。それから、中学校につきましては各中学校の生徒会のほうに、条例検討資料素案についてご意見をいただきました。高校生につきましては公立校の連携生徒会にご意見をいただきまして、条例検討資料に対するご意見をいただいて反映したところでございます。

○会長

反映された内容で、例えばここがこのように変わったとか修正されたなど、全部は難しいかもしれませんがあれば教えていただけますか。

○事務局

はい。特に小学校の子どもたちの意見を伺ってきたのですが、なかなか小学生だと意見を聞くのが難しいというところもありまして、聞いてみると芝生のサッカー場がほしい、アスレチックがほしいといった具体的な内容になってきてしまうところが主なところでございますが、その中でも出てきた意見として、何があっても夢を持てる場をつくってほしい、自分の夢を見つけて叶えるためにどうすればよいのか教えてもらえる場がほしいといった意見があったりしました。それがまさに先ほどご質問にもありました、子どもが意見を言うていただく場面の構築につなげるような条文、そういったところに生かしてきたというところでございます。

○会長

中高生はいかがですか。

○事務局

中学生にもお話を聞きましたが、学校をきれいにしてほしいなどそういった意見が出てくるのですが、中にはばらつきなく平等に支援をしてほしい、平等に支援してほしいという意見が目立ったというのが私の印象でございます。この条文には特に出てはきませんが、すべての子どもが支援を受けて伸び伸びと自分たちで生きる、そういうところにまさに反映させているところでございます。高校生になりますともっと難しい意見が出てきます。実際にこの条例がどのようにして生きていくのか、生かしていくのか、そのような難しいお話もありました。やはりそれに関しては、条例の中にも出てきますすべての方に周知していくとか、それを生かして各施策につなげていくとか信念的なものを掲げていますので、そちらのほうで位置付けていくというような考

え方でございます。

○会長

よろしいですか。それでは3点目をお願いします。

○佐々木委員

3点目ですが、パブリックコメントでもよく出ていたのですが、私が一市民としてこの条例を見ると、子どもが支援の対象というのが全面に出ていて、子どもが権利の主体というところがすごく薄れてしまっていて、権利を守るための支援というところはわかりにくいのか、それでパブリックコメントが結構出ているのではないかと感じました。

○会長

これはパブリックコメントでいちばん多かったところで、何かこのことについて関連するご意見が他の委員の方からあれば出していただけますか。

○筒井委員

この条例そのものは市が定めるものなので大人の書きぶりになるのは致し方ないところだと思うのですが、子どもの権利条約について、子どもの言葉で語っている絵本というのを教材で読んだことがあります。例えば、そのような条例は条例であるのだけれど、鎌倉市のプランを子どもの目線で子どもの言葉で語って理解し合うというような、子どもが自分のものとして読めるものというのがこの条例と合わせて作成されていき、学校などで読む機会があるとすると正しい理解というか、市民の人の認識にもつながるのではないかと思います。

○会長

ありがとうございました。他にいかがですか。

○菊一委員

同意見で、横長のパブリックコメントの19ページにあるように、子ども向けのパンフレットの作成については、この条例ができるくらいの熱量をもってやっていただければよいと思います。5ページにもあるように、名称をわかりやすくというのもすごくよい意見だと思いますので、子ども向けのパンフレットをつくることには、例えばサブタイトルとして子どもの意見を取り入れたようなタイトルをつくるとか、そういったことがあればよいと思います。

些細なことなのですが、1ページ目の募集期間が「2109年」になっています。

○会長

相当未来のものですね。パブリックコメントにもいろいろあって、なかなか条例そのものはいじることはできないかもしれませんが、例えば資料4の1ページ目の前文の説明の2段落目、「この条例は「児童の権利に関する条約」の考え方にのっとって、地域社会が子どもをひとりの人間として」というのを「ひとりの権利主体として」と、「ひとりの人間として」というのは実は表現がだぶりますよね。人間はひとりと数えますから。「ひとりの権利主体として」というように説明の文言を改めるという提案をしたいのですが、事務局いかがですか。

○事務局

説明の部分で「ひとりの人間として」という意味が重複してしまうということかと思いますが、「ひとりの権利主体」「ひとりの主体」という言い方には改善していけるかと思います。

○会長

ありがとうございます。他にまったく違った箇所でも結構ですのでご意見、ご質問があれば伺いたいと思います。

もう1つ、子どもの周知についてはきちっとやりましょうというご意見でした。これは条例が制定された後の運用の話、施行の話になるのでお考えいただきたいと思います。

○事務局

はい。子どもへの周知なのですが、今、大人向けのこの条例が制定後のパンフレットを大人用と子ども用とわけてつくりたいと思っております。他の市町村でも同様の条例をつくってパブリックコメントの結果なども出しているのですが、やはり子どもへの周知の仕方をどうするのかというご意見はどこでも出ているようなことでございます。子どもから見てどのように見えるのか、子どもが自分のための条例、自分たちのための条例だと何とかわかりやすく伝えられればよいと考えております。そのような方向でチラシがつくればと考えております。

○会長

ありがとうございます。それと、きらきらプランも小学生向け、中高向けのものができると、会議等で発言をしてこのような提案をしたらこんなかたちで反映されているというのが見えてくるのではないかと思います。知らせるだけで何も進展していないと思われてしまうと、進展していても子どもは冷めてしまうので、このようなところを鎌倉市は改善しましたというようなメッセージが子どもたちに出るとよいと思います。他にいかがでしょう。

○坂本委員

2つございます。1つは、ずっとこの条例を含め「切れ目のない子ども支援」ということで 妊娠期から18歳までということを言われておりますが、主任児童員の立場としまして、国が示しています子育て世代包括支援センターの全国展開というものがございます。こちらのほうはきらきらプランの中にも触れられていながら、今日は市民健康課の方はいらっしゃいますか。いらっしゃいますね。ありがとうございます。主任児童員と申しますと、具体的には子育てサロンということで、妊娠期から未就園児の若いお母さんと子どもたちのお世話をさせていただいているわけですが、その中で市民健康課さんと今、コンタクトをとりながら子育て世代包括支援センターにおいて連絡会というものもご提案くださいます、わかりにくいと思いますが具体的に言いますと「抱っこで喋る」とか、お子さんをおもちの方はご存知だと思いますが、いちばん最初に子どもの健康診断や検診のきっかけにお子さんたちに出てきていただきましょう、お母さんに出てきていただきましょうというところに主任児童員のほうも参加させていただきながら、また連絡会ということで今、準備されている会合に主任児童員も参加させていただく、そのようなことで動き出していますが、残念ながらこちらの子ども・子育て会議のほうであまりその話が出てきていないということと、今日は市民健康課の方がいらしていますが、今までつながりがなかったような気がしております。「切れ目のない」ということを何回も言いながら、そして私も、これは個人的な意見ですが、他県から越してきて妊娠してデビューをしようというのが、いちばん

最初は母子手帳だと思います。いちばん最初のところの健康課さんのされているところなくして「切れ目のない支援」はないので、今後、これから新しく支援センターを展開していかれる準備をされているわけですから、ぜひともこの会議の中でも連携していただきたいということで、今質問しているのは位置づけです。それはどうなっているかということです。今のところは準備段階と受け止めて、主任児童委員も参加させていただくということによろしいでしょうか。

○会長

条例というよりは、先ほど何もご意見もなく通過してしまったきらきらプランの中身の問題だと思います。関連することで、せっかく出たご質問ですので担当事務局のお考えを聞きたいと思います。

○事務局

市民健康課の菊池です。よろしくお願いします。お話しいただいたように市民健康課では、子育て世代包括支援センターを来年度立ち上げようと考えております。今現在も母子保健に係る職員を配置しまして母子手帳から関わっており、そういう部分を強化しております。そのような機能をまた一段と強化していくようなかたちで子育て世代包括支援センターをやっていこうと考えています。お話にありましたように、主任児童委員さんとプレ段階ということで、こちらのほうも私も聞いております。主任児童員さん以外の民間の方と市民健康課で切れ目のない支援をどうやっていくか、これからつくっていきたいと思っております。ぜひご協力いただいて一緒にやっていければと思います。きらきらプランの中にも 46 ページのほうに、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点による支援という部分で、市民健康課と後は子ども未来部さんと一緒に協働してこういったかたちでやっていこうということになっておりますので、こちらの中にも、こちらのいろいろな機関以外にも主任児童員さんと一緒にやっていく部分もあると思いますので、よろしくお願いしたいと思えます。先ほどお話がありましたように、こういった機会をいただいて、お話もさせていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○会長

46 ページで言えば、民生児童委員、主任児童員は地域の関係団体というところに入ると思うのですが、建物になっているのであまり見栄えはよくありません。何か違うものを貼りつけてもよいかもしれませんし、例えばということで、民生児童協議会やいくつか現状を吹き出しの中に入れておいてもよいかもしれません。対策が日本固有の存在ですから、地域の子育て支援を展開していくうえで非常に大きな力をもっていらっしゃるのが民生委員、主任児童員だと思っております。ぜひその辺、ご存知だと思いますし位置づけられていると思いますので、明示ができるような工夫もしていただければと思います。

○坂本委員

他の学校関係も、やはり虐待にしてもいじめにしてもいろいろとつながる部分があると思っておりますので、それは主任児童委員に限らず学校、教育現場でいろいろな意味でつながっていかなければいけないのではないかと思っております。

○会長

では2点目、お願いします。

○坂本委員

私の地域に新しく浄明寺のほうに雲母保育園ができます。4月からなのですが、説明会などもされた後になっていますが、単純にまだ建物ができていないのに募集をかけられ、4月からスタートしますよというやり方に疑問を感じています。どうしても保育園を増やさないといけないという中で、建物も何もない、安全性もわからない、とんでもない更地の状態で募集をかけ4月に機能するということに関して市のお考えはどうなのでしょう。

○会長

せっかくここに出たご意見なのでお答えいただきたいと思います。

○事務局

次の議題に含まれている内容なのですが、認可保育所の関係は事前準備から建設まで非常に長いスパンかかってくる問題でして、7月に県の児童福祉審議会に建物をどういった活用していくか、保育室の広さなど、そういったものの審査を行いまして、その後から建設するというのがルールになっております。7月に行いまして8月の中旬くらいにゴーサインが県のほうから出まして、その後、地盤改良をやったり、今立ち上げを始めているのですが、工程的にはもう3月中旬にはできることになっています。その間にまた県のほうで児童福祉審議会というものが開かれまして、実際の保育の内容の確認をしたりします。その後に建物が中旬にできるのですが、県のほうで中をチェックしまして本当に安全かどうか、最終的に3月末くらいに認可のゴーサインが出ます。どこの保育所もそのようなスパンで建設をしているものですので、この時期何もない、骨組みが今できているだけの状況なのでご心配になられるのだと思いますが、スパン的には十分4月1日には間に合います。うちのほうも業者とともに施工管理も行っておりますので、ご心配だとは思いますが一般的な進め方というようにお答えさせていただきます。

○坂本委員

ありがとうございます。そうしますと、その3月の中頃にできてそこで不具合がもしあったときには勇気をもって延期というようなことももちろんあるわけですね。

○事務局

先ほど申しましたとおり、できたところで県の確認がありますので、すべて県のほうから指摘があったものを対処しないと開所できないことになっております。もし、4月1日までに修正ができないようであれば当然認可が下りません。そうすると、4月1日に開所できないということになりますので、県が行うときには鎌倉市も同行しますので、鎌倉市も内容を確認したうえで県とともに認可の手続きというものを行うので、もしどうしても4月1日になるようでしたら認可が下りないということで。

○坂本委員

ありがとうございました。安心して待ちたいと思います。

○会長

他にいかがでしょうか。

それでは次の議題に移ってよろしいでしょうか。後で全体の振り返りもします。

(3) 令和2年度開所の施設等における利用定員の協議について

○会長

令和2年度開所の施設等における利用定員の協議について、事務局から説明をお願いします。

○事務局

議題（3）令和2年度開所の施設等における利用定員の協議についてご説明いたします。

資料は6になります。

今回、利用定員の協議を行う理由としましては、子ども・子育て支援法第32条第1項及び第43条第1項で、新規に開所する施設は財政支援の対象となるための確認手続きが行う必要があると定められていることによるものです。確認手続きとは、1つ目として、施設・事業者が各種基準を満たすかどうかを確認すること、2つ目として市町村が認可定員の範囲内で利用定員を定めることとされており、その利用定員を定める際には、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項に基づき子ども・子育て会議において意見聴取をすることとされています。このため、今回、令和2年度に開所する施設等に係る利用定員について協議を行うものです。

では、詳細の説明に入ります。

項番2をご覧ください。

まず、（1）先ほどもご説明しました（仮称）鎌倉浄明寺雲母保育園についてご説明いたします。

当該園は県営住宅かまくら団地跡を活用した認可保育所の新設になります。事業者は公募で選定された東京都の株式会社モード・プランニング・ジャパンであり、代表以下は記載のとおりです。認可定員及び利用定員については、いずれも40人を予定しており、その内訳については0歳児5人、1歳児7人、2歳児7人、3歳児7人、4歳児7人、5歳児7人になります。定員の設定に当たっては、待機児童の多い1・2歳児の受入枠を多くしながら、施設の床面積上設定できる最大の人数で設定予定しています。

続いて、（2）（仮称）まんまる保育園についてご説明いたします。

既存の小規模保育事業A型であるまんまる保育室が現在の湘南モノレール深沢駅近くから西鎌倉小学校付近に移転のうえ、認可化するものです。事業者は現運営法人の特定非営利活動法人まんまるで、代表以下は記載のとおりです。認可定員及び利用定員については、いずれも60人を予定しており、その内訳は0歳児6人、1歳児6人、2歳児6人、3歳児14人、4歳児14人、5歳児14人になります。認可定員の設定に当たっては、既存の小規模事業である「きみのまま保育園」の卒園後の受け皿となることを前提に、待機児童の多い1・2歳児の受入枠を多くしながら、施設の床面積上設定できる最大の人数で設定しています。

続いて、（3）（仮称）グローバルキッズ大船園についてご説明いたします。

鎌倉市岩瀬にあった旧資生堂跡地に建設されたマンションの1区画を活用した認可保育所の新設になります。事業者は東京都の株式会社グローバルキッズであり、代表以下は記載のとおりです。認可定員及び利用定員については、いずれも48人を予定しており、その内訳については0歳児3人、1歳児6人、2歳児6人、3歳児11人、4歳児11人、5歳児11人になります。認可定員の設定に当たっては、待機児童の多い1・2歳児の受入枠を多くしながら、施設の床面積上設定できる最大の人数で設定しております。

続いて、（4）（仮称）北鎌倉保育園について説明させていただきます。

鎌倉市山ノ内の古民家ミュージアム付近の土地を活用した認可保育所の新設になります。事業者は鎌倉市の社会福祉法人誠志の谷戸であり、代表以下は記載のとおりです。認可定員及び利用定員については、いずれも69人を予定しており、その内訳については0歳児6人、1歳児12人、2歳児13人、3歳児13人、4歳児13人、5歳児13人になります。認可定員の設定に当たっては、待機児童の多い1・2歳児の受入枠を多くしながら、施設の床面積上設定できる最大の人数で設定しております。

続いて、(5) から (8) までは、いずれも既存の幼稚園が新制度保育対象となる幼稚園に移行しようとするものです。

まず、(5) 学校法人比企谷学園が運営する比企谷幼稚園です。

代表以下は記載のとおりです。認可定員は 105 人で、その内訳は 3 歳児から 5 歳児までが 35 人ずつであり、利用定員については現在の入園の実態に合わせて 60 人、その内訳は 3 歳児 15 人、4 歳児 22 人、5 歳児 23 人です。

続いて、(6) 学校法人西鎌倉学園が運営する西鎌倉幼稚園です。

資料 6 の差し替えの 4 ページをご覧ください。

代表以下は記載のとおりです。認可定員は 296 人であり、その内訳は 3 歳児 72 人、4 歳児 112 人、5 歳児 112 人であり、利用定員については現在の入園の実態に合わせて 270 人、その内訳は 3 歳児から 5 歳児まで 90 人ずつになります。

次に、(7) 学校法人聖トマ学園が運営する大船カトリック幼稚園です。

代表以下は記載のとおりです。認可定員は 210 人で、その内訳は 3 歳児から 5 歳児まで各 70 人ですが、利用定員は現在の入園実態に合わせて 90 人で、その内訳は 3 歳児から 5 歳児まで各 30 人を予定しています。

最後に、(8) 学校法人石井学園が運営する鎌倉しろやま幼稚園です。

代表以下は記載のとおりです。認可定員は 210 人で、その内訳は 3 歳児から 5 歳児まで各 70 人であり、利用定員については認可定員と同数を予定しております。

いずれの施設も令和 2 年度に運営を開始するべく、現在認可等の手続きを行っているところです。

以上で説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。この鎌倉市子ども・子育て会議は、この利用定員について協議をする場となっております。何かご意見、ご質問はございますか。よろしいですか。それでは承認されたというかたちにさせていただきます。

少し時間が余っております。きらきらプランや条例についてのご意見を追加があれば伺いたいと思います。

○佐々木委員

2 か所なのですが、きらきらプランの 78 ページの主要施策「障害のある子どもとその家族への支援」のところですが、気になるところで課題の 3 番目に「発達障害などの障害について市民に周知し、理解を広めていくことが必要です」とあります。これに通じる事業が 2 つほどあったのですが、周りで診断を受けた子どものお母さん方が困っていることというのが、図書館や公共交通機関を利用するときに落ち着きがなく怒られるので段々外出を控えるようになってきているという声を何人かのお母さんから聞いています。それに対しては市民への周知というのがすごく大事だと思うのですが、その方々がおっしゃるには、市民への周知とともにそこで働く方々が「誰でも乗っていいんですよ」というように対応していただけると心強いということで、職員の方への周知についても必要ではないかと思います。今ある周知方法だと主に発達障害に関心がある人に向けた周知が多いのかなと感じていて、注意を受けるのはあまり関心がない方からということが多いので、そのような広い市民に向けた周知の方法についても検討していただけたらよいと思います。

もう 1 つ、相談体制の推進というところで、発達支援室についてです。何名かのお母さんから数か月待ちで、電話をしてから相談に至るまで 2、3 か月待ちで、そこからまた検査に 2、3 か月かかったというような話を聞きました。それに対しての対策というのは何かあるのでしょうか。

○会長

それに対していかがでしょうか。

○事務局

発達支援室の田中です。よろしくお願いいたします。まず、1点目の市民周知です。発達障害等の啓発というところですが、そこで働く職員をというところで、事業として頭出しをしているわけではないのですが、職員向けの庁内での研修であったり、やはり障害のあるお子さんに関わる部署ということだけでなく、市役所の窓口にいらっしゃる方で、大人の方でも発達に特徴をもっていらっしゃる方もいらっしゃるので、そういった方への対応の研修のようなものも市全体のものとしては毎年やっているわけではないのですが、そういった取り組みもさせていただいております。

また、もう1点は、一般の市民の方への周知についてです。おっしゃるとおり、発達支援室のほうで行っている講演会はそのようなことに関心がある方がいらっしゃいます。実は昨年度から、市民団体さんとの共同事業で発達支援室と障害福祉課と教育指導課と市民団体とで行っています発達障害等の情報を発信する「いろんなカタチ新聞」というものを発行させていただいております。それを子育て世代のすべての方に配布をして、そこで発達支援室で行っている講演会のほうにも、今までまったく関心がなかった方が初めて参加していただいたという方が昨年度から結構いらっしゃいまして、そういった意味では広く、まだまだ不十分なところはあるとは思いますが、今そのような取り組みを進めているところです。広く一般の方に理解していただくことは大変重要と思っておりますので、そこは引き続き取り組んでいきたいと思っております。

また、2点目の発達支援室のほうのご相談なのですが、やはり年度の後半になりますとどうしても指導のお子さんが詰まってきたりしてしまっていて、相談の内容や保護者の方のご都合によっては1か月から2か月くらいお待ちいただいていることも実際にはあると思っております。どうしてもそこはまったく入らないということではないのですが、保護者の方は今お仕事をされている方も多かったりということで、こちらが空いている時間と親御さんとのマッチングでなかなか難しいところもあるのですが、どうしても相談まで長くなる場合には、お電話などでそこまでの間もこちらから丁寧な助言を行えるように、また所属がある方につきましては、こちらにご相談が難しくてもこちらのほうの職員が園のほうに出向いていって、園に巡回相談を行ってございまして、そちらのほうの件数も今大変多くなっていますが、そういったところでできるだけ保護者の方が不安にならないように今後も対応していきたいと考えております。

○佐々木委員

ありがとうございます。もう1点、105ページの「子どもの遊びや学びの場の整備」について、前回の子ども・子育て会議でも伝えたのですが、条例の18条の「子どもの居場所」のことは書いてあるのですが、このきらきらプランの中では梶原の冒険遊び場だけかなと感じました。放課後かまくらっこも子どもの過ごす場の1つではもちろんあり、助かる保護者もたくさんいると思うのですが、子どもにとってはやはり学校の人間関係から離れられない場所が続いています。限られた人間関係のなかで行き詰ってしまい、もういきたくないとなっている子どももいると聞いています。家庭でも学校でもないサードプレイスのような、子どもが誰でも自由に過ごせる居場所が不可欠ではないかと思えます。いかがでしょうか。

○会長

いかがですか。

○事務局

子どもの居場所づくりは佐々木委員がおっしゃったように、子どもがしやすい場所というのがいちばん大事だと思っています。そういった場を公共施設の中でも例えば多世代の方が集えるような場所など、そのようなことも今後必要になってくると思っています。多世代だけでなく子どももフリーに、こういった市としての課題ということで、公共施設化計画があるなかでそことの整合も図りながら、施設的には面積を広げていくことは難しいと思うのですが、集約あるいは再編といったなかで居場所づくりを検討していく大きな課題として受け止めております。

○会長

他にいかがでしょう。

○事務局

障害福祉課の担当課長の中野と申します。先ほどの 78 ページ、発達障害などの発達支援や理解に努めていくということに関連しまして、障害福祉課の立場からお答えさせていただきます。

まず、1 点、先ほどおっしゃられた職員への周知というところですが、新採用職員に対して職員対応マニュアルというもののなかで周知をする時間をつくっております。新採用職員それから新採用から 1 年目、2 年目辺りの職員に障害者への対応ですとか、そういうものについての対応マニュアルも含め、理解を深めるための研修を行っております。若い世代から職員としてどのように対応するかということなどについては研修機会を設けております。また、事業者の方については、障害の差別解消の協議会というものを立ち上げまして、事業者さんを含めて障害の理解のための啓発を地道に行っていくためのものを始めております。また、市民の講演会になるのですが、障害者理解のための啓発の講演会などもあり、そういうものでも障害者差別、それからみんな一緒だよということを理解していくための機会をつくることを進めています。

○会長

ありがとうございました。他にいかがでしょう。よろしいですか。

(4) その他

○会長

それでは、少し時間が早いのですが、その他として事務局からスケジュールの説明をお願いします。

○事務局

今後のスケジュールについて説明いたします。

今年度、きらきらプランの改定であったり、条例の制定等ありまして例年より多い 4 回という開催をさせていただくことになっておりまして、次回、3 月の末にまた今年度最後の開催をさせていただきたいと思います。その際にはきらきらプランの改定のほうも含めさせていただきたいと思うのと、これまで条例のご意見を伺ってまいりました。初めてこの場で条例の話を出したのが 2 年前、この 3 月で 2 年になりますが、2 月の議会に先ほど説明させていただきましたが、3 月の会議ではよい報告をできればと思っておりますので、またよろしく願いいたします。

以上です。

○会長

時間を勘違いしていました。5分オーバーしていましたね。失礼しました。

以上をもちまして、本日予定していた議事等終了いたしました。事務局のほうにお返ししたいと思います。

○事務局

本日は長時間にわたり、ご協議いただき貴重なご意見を賜り誠にありがとうございました。これをもちまして、令和元年度第3回子ども・子育て会議を閉会とさせていただきます。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。本日はお忙しいなか、お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。よいお年を。